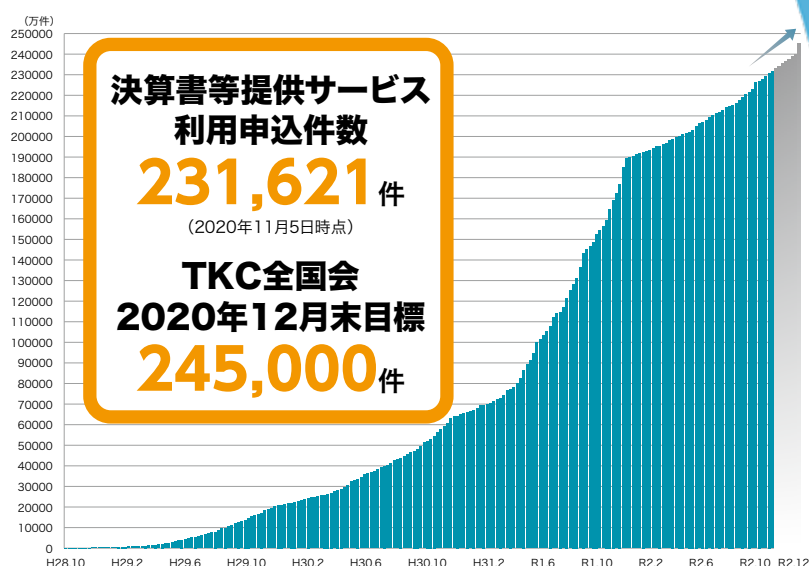


TKCモニタリング情報サービス通信

Vol.33

TKCモニタリング情報サービスの
利用件数が230,000件を突破しました!

中小企業会計学会 第8回全国大会特集号

- コロナ禍を乗り越えるための会計データの活用 5
株式会社TKC代表取締役社長 飯塚真規
- わが国の中小企業金融における課題と展望 10
小川晃司(税理士・愛知工業大学大学院博士課程)
- 『FX2』に待望のクラウド型システムが加わる 14
- TKC会員事務所による緊急資金繰り・経営支援事例 19

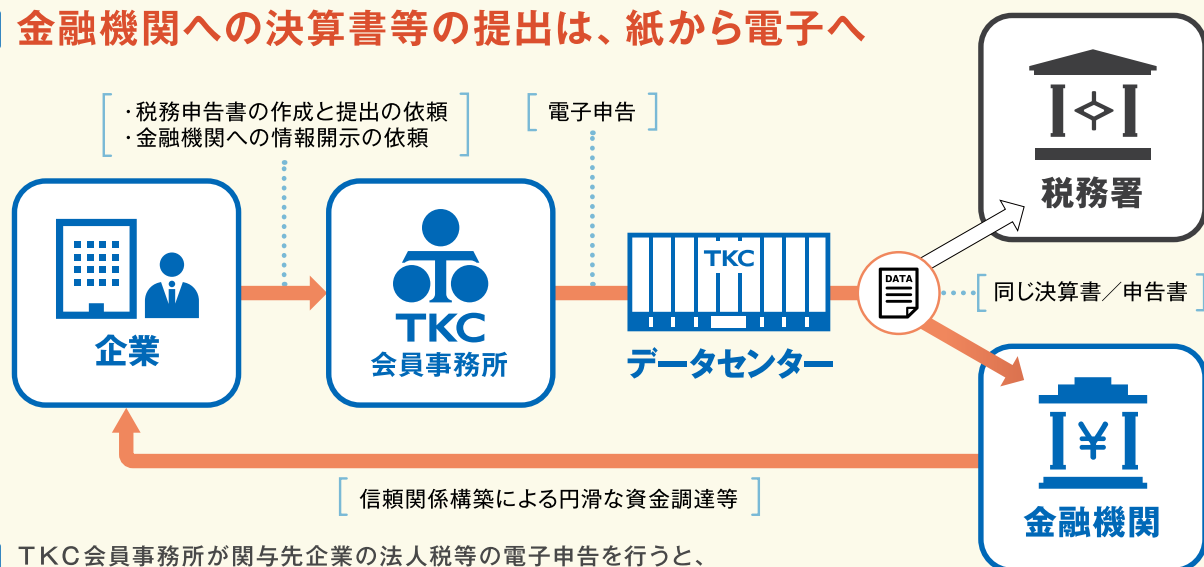
TKCモニタリング情報サービスとは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKCモニタリング情報サービスの内容

◎決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

◎月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

◎【特許第6419378号】取得日：平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

◎【特許第6375425号】取得日：平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

直

線をつながる日本一長いアーケード街は長崎県佐世保市にある。記者として駆け出しの頃、取材で滞在した際、名高い佐世保バーガーを食し、1000円を超える値段と、晩飯として普通に食べることにカルチャーショックを受けた。20年近く前のことだ。

佐世保の海上自衛隊に第2護衛隊司令、北川敬三1等海佐がいる。北川から恵投された著作『軍事組織の知的イノベーション ドクトリンと作戦術の創造力』（勁草書房）は、筆者の創作にとつて大いに示唆に富むものであった。

1853年のペリー艦隊の「黒船来航」は、明治維新へと日本の歴史を動かしたきっかけとなった。ただ、その後米国海軍が南北戦争の厭戦気分から軍事費を削られ、約700隻あった艦艇数が48隻まで減り、しかも蒸気船から帆船船に退化したことは知られていない。

存亡の危機に瀕していた米国海軍に変革を起こしたのは海軍士官たちだった。彼らは会費と有志の寄付でまかなう準民間組織「米国海軍協会」を1873年に設立。

湾岸警備隊士官、海事研究家、外国の海軍士官の参加も受け入れ、海軍に関する書籍出版や論文発表など自由でオープンな意見交換の

「知の部活」で組織の閉塞感を打破

地域金融の未来

共同通信社編集委員
橋本卓典

場とした。北川は米国海軍協会をして「海軍内外の『知的架け橋』と鋭い考察を示した。

北川によれば、この変革運動の精神的支柱となったのが、第4代会長を務めたスティーブン・ルースだ。日露戦争の日本海海戦で、ロシアのバルチック艦隊の迎撃作戦を立案した秋山真之が師事した戦略家アルフレッド・マハンを世に送り出した人物である。ルースたちは、ドイツ参謀総長モルトケが体系化した臨機応変な戦略思想に基づく指揮法「訓令戦術」を米国海軍に導入する方策を議論した。

1884年、ルースは米国海軍大学校を創設。海軍協会の知見を引き継ぎ、戦略家の育成に本腰を入れた。日本もこの4年後、海軍大学校を開校し、列強海軍の動向を調べ、新たな知見を貪欲に吸収した。

米国海軍は、1898年の米西戦争で独自の意思決定プロセスが奏功し、勝利を収めた。北川によれば、この後自らの任務を理解し、味方と敵の兵力の分析、所在地を把握した上で、敵の採りうる戦術を検討し、判断する「状況判断」の本格導入が始まったという。米国は第2次世界

大戦までに、あらゆる軍事状況に対応するため、指揮系統のすべてのレベルの意思決定で、指揮の一貫性と組織の統一行動を図る方法論、すなわち「健全なる軍事判断」を確立させた。一方日本は米国とほぼ同時期に海大を創設しながら、日露戦争の成功体験から脱却できなかった。状況判断は単なる作戦レベルに限定され、戦艦主軸の基本戦略を見直さなかった。

これは軍事に限った話ではない。米国海軍がどん底から復活を遂げた原動力となったのは、「知の部活」のように自由闊達に意見を述べ合う米国海軍協会だった。半面、収益悪化で閉塞感が漂う日本の銀行に特に欠落しているのが、こうした心理的安全性な場だ。

「心理的安全性」の重要性は、米ハーバード大のエドモンドソン教授が提唱し、グーグルが実践し成果を出してきた。組織における知性の交流を甘くみてはならない。

（文中敬称略）



はしもと・たくのり

1975年東京都生まれ。慶応義塾大学法学部政治学科卒業。2006年共同通信社入社。経済部記者として流通、証券、大手銀行、金融庁を担当。2年間の広島支局勤務を経て、2015年から2度目の金融庁を担当。2020年から編集委員。著書に『捨てられる銀行』『捨てられる銀行4 消えた銀行員 地域金融変革運動体』（講談社現代新書）など。

会長挨拶および会員総会

中小企業会計学会会長 河崎照行(甲南大学)

議案書は、下記の大会Webページより各自でダウンロードしてください。
<http://www.sakaueclab.org/JaaSMEs2020/program/>
※ユーザー名とパスワードは郵送した大会プログラムに記載されています



中小企業会計学会 第8回全国大会 主なプログラム

基調講演

不況を乗り越える処方箋

——コロナ禍を乗り越えるための会計データの活用

飯塚真規氏(株式会社TKC代表取締役社長)

統一論題報告

アフターコロナ禍の中小企業会計

司会：高橋 賢氏(横浜国立大学)

第1報告

アフターコロナ禍における中小企業支援と税理士業務

宗田健一氏(鹿児島県立短期大学)

第2報告

中小企業におけるマネジメント・コントロール・システムのリ・デザイン——経営危機下におけるトランスフォーメーション

飛田 努氏(福岡大学)

第3報告

中小企業の日常管理と事業継続計画(BCP/BCM)の接続

吉川晃史氏(関西学院大学)

自由論題報告

(1)スタートアップにおける財務報告の目的

田中保則氏(税理士・朝日税理士法人)

(2)わが国の中小企業金融における課題と展望——書面添付制度を活用した決算書の信頼性の確保

小川晃司氏(税理士・愛知工業大学大学院博士課程)

(3)会計参与制度導入が中小企業向け会計基準に及ぼした影響

星野有理子氏(近畿大学大学院博士課程)

統一論題討論

アフターコロナ禍の中小企業会計

座長：高橋 賢氏

討論者：宗田健一氏・飛田 努氏・吉川晃史氏

後、河崎照行学会会長が開会の辞を述べた

長が挨拶。「理事会で様々な議論がありましたが、『学会活動を継続すべき』との意見が一致し、本日のオンライン開催を決定しました。新型コロナウイルスの蔓延により社会・経済は大混乱しており、中小企業が受けた経済的打撃も甚大です。そこで基調講演は、わが国の情報産業界を代表する若きリーダーの一人、飯塚真規TKC社長にお願いしました。本日は、会計データ活用の観点から中小企業へ力強いエールを送っていただきます」と述べた。その後の会員総会では会員数が

264名となったことも報告された。続いて飯塚社長による基調講演「不況を乗り越える処方箋」が行われ、①TKCの社是と経営理念②適正申告の実現③FX2は、なぜ黒字決算に役立つのか④変動損益計算書⑤コロナ禍を乗り越えるための会計データの活用——が解説された(次頁)。

休憩をはさみ、統一論題報告と三つの自由論題報告、統一論題討論が行われた。自由論題報告では、小川晃司会員が「わが国の中小企業金融における課題と展望」と題して報告(10頁)。統一論題討論ではWeb上の質問フォームを活用した質疑応答も実施され、オンラインでも双方向の運営が意識された大会となった。

(TKC出版 篠原いづみ)

コロナ禍の中小企業会計のあり方を論究

とき…令和2年10月4日(日)

中小企業会計学会 第8回全国大会が「アフターコロナ禍の中小企業会計」をテーマにオンライン開催される

基調講演

不況を乗り切る処方箋

コロナ禍を乗り切るための会計データの活用

株式会社TKC代表取締役社長 飯塚真規

TKCの社是と事業目的

今回、株式会社TKCが中小企業会計学会全国大会の基調講演を担当させていただくという大変名誉な機会を頂戴しましたこと、河崎照行学会会長、坂上学会大会準備委員長をはじめとする学会の皆さまに心から感謝を申し上げます。

TKCは、法学博士・税理士・公認会計士である飯塚毅博士が1966年10月に創業しました。飯塚毅博士は社是を「自利トハ利他ライフ」とし、会社の事業目的を「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」と定めています。

この「自利利他」の理念のもとで、「企業の黒字決算と適正

申告」を実現する——。これこそ、TKCが創業以来、目指していることです。

適正申告の実現

「適正申告の実現」のために、TKCが最も重視しているのは「会計帳簿の証拠力」の確保です。1960年代、創業者であり、比較税法学者であった飯塚毅は、その会計帳簿のあるべき姿をドイツ商法の「正規の簿記



の原則」に求めました。

当時のドイツ所得税法第5条は、ドイツ商法第38条の「正規の簿記の原則」を引用しており、ドイツの企業はこの原則の遵守を、法律上の義務として課されていた。

また、1919年に制定されたドイツ租税基本法第162条は、会計記録の具備すべき条件を定め、ドイツ所得税法施行規則第29条2項では、帳簿は追跡可能性（トレーサビリティ）を有していなければならないと規定されていました。

さらに、同208条が同162条に規定している各種の記帳条件を遵守した記帳を「正規の記帳」と位置づけ、その真実性に意義を唱える原因がない場合には、課税の基礎とされるという

ことが定められていました。

言わば、「正しい記帳が納税者を救う」という構造になっているわけです。「自己が作成した帳簿であっても、その証拠力が法的に認められる」という世界にも類を見ない原則が成り立っているということになります。ドイツでは、数々の法律改正を経たいまでも、この原則は貫かれています。では、この命題は、日本ではどのような構造になっているのでしょうか？

日本の法律における「帳簿の証拠力」という命題は、1949年のシャウプ税制勧告にまで遡りますが、先に結論を申し上げますと、TKCでは現行の法人税法第130条、所得税法第155条の規定が「帳簿の証拠力」を認めている根拠と理解しています。

法人税法第130条は「税務署長は、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税の更正をする場合には、その内国法人の帳簿書類を調査し、その調査に

より当該青色申告書の計算に誤りがある・認められる場合に限り、これを行うことができる。」とされています。つまり、「秩序正しく記帳された帳簿は、証拠力を有する」という考えが大前提になっているわけです。

これは、先にお伝えした「ドイツ租税基本法における帳簿の真実性に意義を唱える原因がない場合には、課税の基礎とされる」「正しい記帳が納税者を救う」という構造と同じ構造だということになります。

また、飯塚毅は、その著書『正規の簿記の諸原則』において、「帳簿の証拠力」を担保するための記帳要件として、ドイツ商法第239条2項およびドイツ国税通則法第146条1項1文にならって、

- ①完全網羅性 (vollständig)
- ②正確性 (richtig)
- ③適時性 (zeitgerecht)
- ④整然明瞭性 (geordnet)

の四つの文言を、わが国の商法等に採用することを提言しま

した。

この提言が、TKC全国会の運動方針となり、帳簿の記帳要件として「適時性」と「正確性」とが、平成17年6月29日改正の商法(第19条2項)および会社法(第432条1項)に採用されるに至りました。

アウトプットである計算書類の信頼性は、インプットである記帳の品質に大きく依存します。すべての商人に記帳の「適時性」と「正確性」が義務づけられたのは画期的なことだと思います。

TKCは、こういった考えをもとに、「会計事務所の指導の下で、関与先企業の会計帳簿についてその証拠力を確保するために、法令準拠性を確保すること」を目的にシステムを設計しています。ポイントを5点にまとめると次のようになります(次頁スライド)。

- ①法的記帳要件を完全に充足する入力項目の整備

- ②過去データの訂正・追加・削除の処理の禁止

- ③年一ではなく月次での処理方式の採用

- ④「記帳適時性証明書」の発行
- ⑤データセンターにおける原始仕訳データの10年間備蓄

これに加えて、税理士などの会計専門家が行う「巡回監査」によって、実質的に関与先企業が備置する「会計帳簿の証拠力」が評価され補強されます。

正確な会計帳簿は、現在のよいうな先行きが見通せない経済環境においてはなおのこと、経営の方向性を見定める羅針盤になります。そして、正確な会計帳簿から作成される信頼性の高い決算書・税務申告書によって迅速な融資や金利優遇を受けやすくなる。つまり、「会計帳簿の証拠力」の確保は、中小企業の経済活動においても重要な役割を果たしているということです。

このほか、税理士による書面添付制度(税理士法第33条の2に基づく添付書面)や、会計帳簿・決算書・法人税申告書が「一貫通貫」で作成されていることを

TKCが第三者証明として発行する「記帳適時性証明書」で「適正申告の実現」を目指しています。

黒字決算の実現

次に、TKCが創業以来、目指しているもう一つのこと、「黒字決算の実現」についてご説明します。

このために必要なのは「会計で会社を強くする」という考え方——すなわち企業自らが会計処理を行い、経営者がその数字を経営に役立てていくことです。そして、このような開発思想の下で開発されたTKCの会計ソフト「FX2」は、変動損益計算書を活用した業績管理を促し、中小企業の黒字決算の実現を支援します。

当社では企業が存続発展するための「必要条件」には、売上高の継続的な実現が、「十分条件」には、ICT活用による業績管理体制の確立が重要であると考えており、これらを支援す

TKCシステムの開発思想

会計事務所の指導の下で、関与先企業の会計帳簿についてその証拠能力を確保するために、法令準拠性を確保することを目的として設計している。

- ① 法的記帳要件を完全に充足する入力項目の整備
- ② 過去データの訂正・追加・削除の処理の禁止
- ③ 年一ではなく月次での処理方式の採用
- ④ 「記帳適時性証明書」の発行
- ⑤ データセンターにおける原始仕訳データの10年間備蓄

税理士や公認会計士などの会計専門家が行う巡回監査は、実質的に関与先企業が備置する「会計帳簿の証拠能力」を評価し、これを補強する行為にほかならないとも考えられる。

[Confidential]

©TKC 2020

24

るために、「FX2」と「継続MASシステム」を開発提供しました（9頁スライド2）。

「売上高の継続的な実現」には、社長の経営理念のもと、強みと機会を活かした経営戦略、新商品開発への取り組み、売上高と限界利益率の管理、キャッシュフローの先行き管理——等が不可欠です。

また、「ICT活用による業績管理体制の確立」には、経営計画策定やPDCAメカニズムの構築が求められます。これらを「継続MASシステム」を活用して支援しています。

さらに、経営計画に基づく業務執行の中では、売上高や限界利益率・キャッシュフローを管理し、さらには部門別業績や労働分配率などの管理を行う——。これらを「FX2」で支援し、経営者の予実管理と打ち手の検討に貢献します。

そのため、TKCは、FX2を帳簿作成のためのだけに使うのは、実にもったいない使い方

だとお客さまに説明しています。FX2開発の狙いは、「中小企業の黒字化」「部門別業績管理の実現」「経営者を賢くすること」にこそあるからです。

変動損益計算書が業績管理の決め手

黒字決算を実現するために、TKCシステムでは変動損益計算書を業績管理の基本に据えています。皆さまご存知の通り、変動損益計算書ではコスト（原価や販管費）を変動費と固定費に区分することで売上高の変動に応じた限界利益を算出できるので、経営者が必要とする経営計画や利益確保に活用しやすいためです。

FX2の「全社業績の問合せ」では、全社の最新業績を一目で把握できます。売上高・変動費・限界利益・固定費・経常利益について、365日にわたって前年同日と比較が可能です。売上高から限界利益までは「商品・市場戦略の成果（戦略家とし

ての成績表」として、限界利益から経常利益までは「適正な成果配分の実現（管理者としての成績表）」として、タイムリーに確認できます。

また、「業績評価マトリックス」機能では、売上高・限界利益率・経常利益を過去の自社データと比較し、「商品・市場戦略の成果」や「業績管理の成果」について評価のポイントを表示します。これにより、経営者はいま自社がどのような状況にあり、次に何をするべきかというヒントを得られます。

さらに、黒字決算の実現には期末着地点への管理が重要です。FX2「先行き管理」機能では、期首から本日までの業績をベースに期末の着地点を予測し、固定費要圧縮額または戦略予備費を算出できます。目標の経常利益を達成するために、業績悪化が見込まれる場合には固定費要圧縮額を検討し、コスト削減や新規設備投資の延期などの策を考え、実行に移します。利益が

見込める場合には、社長の意思決定で活用できる戦略予備費を用いて、備品等の購入や臨時賞与の支給などの方法を検討できます。

このように、経営者の黒字決算のための具体的な打ち手や行動に資する「継続MASシステム」「FXシリーズ」「書面添付」を活用している企業の約6割が黒字経営を実現しています。

コロナ禍を乗り切る会計データの活用

コロナ禍で中小企業が苦境に立たされている今、TKCでは会計データを活用してどのような支援ができるのでしょうか。

先の見通しが立たずに経営計画を作れないと嘆く経営者も多いようです。しかし、コロナ禍による緊急融資を受けた多くの企業は、来年または3年後から返済のため必要利益を稼がなくてはなりません。そのために必要なのは会計事務所による経営計画策定支援であり、そこでは

「継続MASシステム」の「短期経営計画策定」機能が役立ちます。

「必要資金から求めた必要利益の試算」では、借入金返済のための必要利益を試算でき、さらに変動損益計算書で必要売上高を導きだせます。必要利益や必要売上高等の具体的な数値を経営者に見てもらうことで「このままではいけない」と気づいていただく。たとえ先行きが不透明で売上高の目標達成が難しいとしても、コストの削減や役員報酬の見直しなど、事業存続のためにできることを会計事務所との対話を通じて具体的に考えてもらう——これが今まさに重要なことではないでしょうか。

次のステップとして、策定した短期経営計画を月次でFXシリーズに予算登録することで、経営者は予実管理が可能になります（次頁スライド3）。さらに、全社および部門別の業績を迅速かつ正確に把握して問題点を発見することで、業績改善のための打ち手を早期に検討できるよ

うになります。

また、TKCではコロナ対策としてTKC会員事務所向けに「緊急支援関与先チェック」機能を提供しています。これは関与先企業の月次決算データを基に緊急融資等の要件を自動判定し一覽で確認できる仕組みです。加えて、TKC会員事務所から関与先企業への迅速で正確な情報発信をご支援するための「緊急資金繰り対策コーナー」では、国・都道府県・市区町村・金融機関の中小企業支援策を掲載しています（10月23日現在9347件掲載）。

おかげさまでこれらの情報は全国の多くのTKC会員事務所、関与先企業の皆さまから高い評価をいただいています。

これからもTKCは、税理士業界、TKC全国会、ひいてはTKC会員事務所の社会的地位向上のため、システム開発やサービス提供を通じて全力でご支援してまいります。

Ⅲ

FX2は、なぜ黒字決算に役立つのか 企業が存続発展するための条件



1. 必要条件：売上高の継続的な実現

K：継続MASで支援

- 社長の経営理念とリーダーシップ
- 自社の強みと機会を活かした経営戦略
- 新商品開発（イノベーション）への取り組み
- 売上高と限界利益率（粗利率）の管理
- キャッシュフローの先行管理

F：FX2で支援

2. 十分条件：ICT活用による業績管理体制の確立

- 経営計画とPDCAのメカニズムの構築
- 部門別業績管理体制の確立
- 労働生産性と労働分配率の管理
- 黒字決算の確保
- 法令遵守の会計記帳と適正申告

S：書面添付で支援

[Confidential]

©TKC 2020

38

V

コロナ禍を乗り切るための会計データの活用 会計事務所による経営計画策定支援（継続MAS）

経営計画策定支援のステップ

必要利益の試算

必要売上高の試算

次期経営計画の策定（予算化）

予実管理（自計化システムへの登録）

[Confidential]

62

わが国の中小企業金融における課題と展望

書面添付制度を活用した決算書の信頼性の確保

小川晃司氏（税理士・愛知工業大学大学院博士課程）

中小企業金融の現状と課題

わが国において中小企業（「中小会計要領」「中小指針」の適用対象企業）は、約260万社と法人全体の99%以上を占めています。法人税申告件数の資本金別株式会社数（2018年）を見ても、資本金1000万円以下の会社が約220万社、1000万円超～1億円以下の会社が約34万社と、資本金1000万円以下の会社が大半を占めています。

また、資本金別の自己資本比率を調べたところ（図1）、資本金の額が小さいほど自己資本比率も低いことが明らかになりました。特に、資本金1000万円未満の会社の自己資本比率は、2017年度で20・5%と、資本金10億円以上の会社（45・2

%）と比べて半分以下となっています。したがって、自己資本比率から見ると、中小企業は財政基盤が弱く、間接金融に依存していると考えられます。

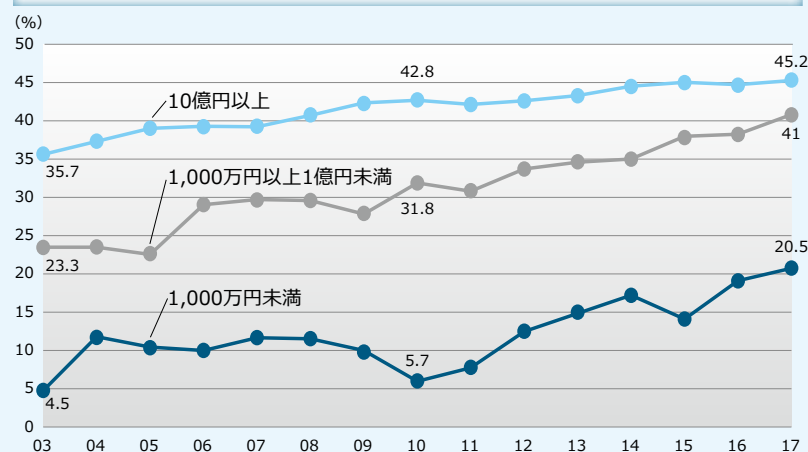
しかし、中小企業金融においては、貸し手である金融機関と、借り手である企業の間に「情報の非対称性」の存在が指摘されています。それは、事業概況や財務情報の開示がなされている大企業等と比べ、金融機関は、中小企業についての十分な情報



や知識を保有していないからです。そのため中小企業が資金調達をする際、困難を生ずる大きな原因となっています。そこで中小企業金融においては、「情報の非対称性」を緩和することが必要不可欠とされています。

そうした中、決算書は「情報の非対称性」を軽減するための最も重要な企業情報となりますが、中小企業の場合、一般的に、信頼性の高い決算書の提出は少ないといわれています。そのため金融機関はこれまで、経営者本人の人的保証、不動産などの物的保証を要求することで対処してきました。しかし、そもそも「決算書の信頼性」を確保できない融資の実行は、経営の不透明化を生じさせ、経営者リスクを高め、中小企業の成長・継

図1 資本金別 自己資本比率



続を阻み、中小企業金融の円滑な運営を妨げる恐れがあります。

このような背景から、金融庁は2003年3月に「リリース・コンシッパンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表し、金融機関に対して、「担保・保証に過度に依存しない融資の促進」を要請しました。さらに10年後の2013

年12月に「経営者保証に関するガイドライン」を公表し、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」を要請しています。

ところが、みずほ総合研究所による調査(2015年)では、中小企業の融資全体の60・1%に「経営者等の保証」が、48・7%に「不動産の担保」が付されていることが明らかになりました。担保・保証に過度に依存しない融資の促進のためには、「情報の非対称性」そのものを解消・縮減するべきです。そのためには企業の最も重要な情報である「決算書の信頼性」を確保する制度の確立が必要となるでしょう。

独の「ベシヤニグング」に学ぶ

わが国と同様に、中小企業において間接金融が主流であるドイツでは、「情報の非対称性」を解消・縮減するベシヤニグング(証明書)作成業務が定着しています。「ベシヤニグング作成業務」とは、信用制度法

第18条の要請を受け、年度決算書の作成を行う税理士等が、職業原則などの遵守を裏付けとし、自己監査の禁止規定に抵触しないよう配慮を払いつつ、関与先が作成した帳簿、資産証明書、財産目録などの「正規性」を評価することによって、間接的に年度決算書の正規性を保証する業務——を指します。

税理士等によるベシヤニグング作成業務は現在、中小企業金融の現場において広く普及しています。事実、2018年9月、中小企業会計学会第6回全国大会で講演されたエアランゲン・ニュルンベルク大学教授のクラウス・ヘンゼルマン博士は、「ドイツの金融機関は通常、年度決算書の作成に関する証明書(ベシヤニグング)がない中小企業の年度決算書に対しては、懐疑的な判断をする」と述べておられます。このことから、ドイツにおいてベシヤニグング作成業務は社会一般に認められ、普及していると理解できま

す。特筆すべきは、ドイツ連邦税理士会・ドイツ経済監査士協会が協力してこの業務を社会に普及するため、その品質管理と品質保証の徹底を広く周知したことです。そのような垣根を越えた業界の結束と努力があり、現在のような実務が定着したものと考えられます。

決算書の信頼性確保に税理士活用を

わが国では、税務および会計の専門家である税理士が、法人税申告件数全体の約9割に関与しているという実態があります。

税理士は、租税法主義の下で、「税務に関する専門家」として、「独立性」と「公正性」を堅持しつつ、「納税義務の適正な実現を図ること」を使命としています(税理士法第1条)。そして、「会計の専門家」(税理士法第2条第2項)として、会社法上の会計参与制度、地方自治法上の外部監査人制度など、他の制度にも登用されています。

わが国における「決算書の信頼性」を論じる際、重要なのは、その程度です。図2(左)に示したように、「決算書の信頼性」のレベルは画一的なものではなく、さまざまな保証の程度がグラデーションをなしています。愛知工業大学の坂本孝司教授は、中小企業の決算書の信頼性の程度は会計専門家の関わり度合いによって異なり、税理士の税務代理から、会計監査人による監

■図2 決算書の信頼性のレベル

ケース	該当 (○)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
税理士の関わり									
①税理士の関与がない	○								
②税理士による税務代理		○	○	○	○	○	○	○	
③=②+税務申告と同一の決算書			○	○	○	○	○	○	
④=③+巡回監査				○	○	○	○	○	
⑤=④+中小会計要領等準拠					○	○	○	○	
⑥=⑤+電子帳簿保存法準拠						○	○	○	
⑦=⑥+税理士による書面添付							○	○	
⑧=⑦+会計参与								○	
⑨会計監査人による監査									○

保証なし

低い

保証の程度

高い

低い

計算書類の信頼度

査証明までの形態がある——と指摘されています。

「決算書の信頼性」確保の手段として最も優れているのは、会計監査人による「正規の監査」であることは論を待ちません。

しかし中小企業において、税務・会計の顧問である税理士とは別に他の会計監査人を委任するのは、コスト面で過重な負担を強いることになります。何より、中小企業金融における「決算書の信頼性」は、正規の監査レベルまでの証明度は必要ありません。それは、中小企業における決算書の利用者は経営者自身・税務署・金融機関と限定され、それら利用者の必要性に合わせた「決算書の信頼性」の確保が目的であるからです。

書面添付制度の活用に期待

わが国の中小企業金融における「決算書の信頼性」の確保は、既存の制度を活用することで可能です。それが、税理士法第33

条の2に拠る「書面添付制度」です。「税理士による税務に関する保証業務」ともいえる書面添付制度の背景には、税務の専門家である税理士の厳格な独立性、書面添付の虚偽記載に対する懲戒処分、そして利用者である税務官庁からの書面添付に対する一定の信頼があります。

また、わが国の法人税法は確定決算主義に基づいて課税所得を計算しています。すなわち、中小企業においては、会社法第431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を具現化した会計基準として「中小会計要領」「中小指針」が適用されて企業利益が算出されます。そして、定時総会によって数値が確定した企業利益から課税所得を算出する過程で申告調整を行い、法人税法上の課税所得が算定されています。このようないふから、書面添付制度は、税務に関する保証業務であると同時に、一定の「決算書の信頼性」を確保することができる制

度であるといえるのです。

現在では多くの金融機関が書面添付制度適用企業に対し、優遇金利、経営者保証不要・担保不要といった金融商品を提供しています。これは金融機関が、書面添付制度の活用により「決算書の信頼性」が確保されたとの認識を有している、と捉えることができます。

しかし、書面添付制度の普及割合は、税理士が関与する法人税の申告件数のうち、95%（2018年度）にとどまっています。税理士の本来業務ではあるが任意規定であること、書面添付に虚偽記載があった場合の厳格な懲戒処分があることなどが普及しない理由として挙げられています。

他方で、ベシャイニングン作成業務が定着しているドイツにおいても、税務関係書類を保証する日本のような書面添付制度は存在していません。この点、ドイツ産業連盟（日本でいう経団連）会長のディーター・ケンプ

教授は、日本の書面添付制度のような制度がドイツにも必要だったのではないかと指摘されています。また、アメリカでは中小企業に融資をする場合、税務申告書によって「決算書の信頼性」を確認しているものの、税務業務における職業会計人の独立性は確立されていないのです。したがって、世界の職業会計人業界をリードするアメリカにおいても、「独立した」専門家による税務申告書の信頼性は確保されていないと理解できます。

加えてコロナ禍での緊急経済対策では、持続化給付金等の申請書類として、法人税確定申告書・法人概況説明書の添付が必要とされました。これは、税務関係書類の信用力を担保に給付されたと考えることができます。このように書面添付制度は、税理士の独立性と税務関係書類の信用力を包括して法制化した、わが国固有の価値ある制度であるといえます。同制度のより一層の普及・定着が望まれます。■

中小企業会計学会 Japanese Accounting Association for SMEs

【設立趣旨】

「中小企業会計学会」は、中小企業をめぐる諸問題を理論・制度・実務の諸側面から、研究者と実務者の広範な意見交換を通して、わが国および諸外国の会計理論と会計実務の発展に資するとともに、会員相互の交流を深めることを目的とする。

近年、会計学の研究分野では、国際会計基準（IFRS）の国内化問題を契機として、「中小企業の会計」のあり方が活発に議論されるようになってきた。IFRSを中小企業にも適用すべきかどうかという議論がこれである。周知のように、国際会計基準審議会（IASB）は、2009年7月に「SME版IFRS」（IFRS for SMEs）を公表した。現在、諸外国では、その導入問題をめぐって、各国の「中小企業会計」のあり方（中小企業会計基準の制度化）が活発に議論されている。

他方、わが国では、2002年3月に中小企業庁に「中小企業の会計に関する研究会」が設置され、「中小企業会計」に関する本格的な議論が開始された。その後、2005年8月に「中小企業の会計に関する指針」（「中小指針」）、また、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」（「中小会計要領」）が公表され、「中小企業会計」の制度化に重大な関心が寄せられてきた。

「中小企業会計」の研究分野は、このような会計制度論のみならず、広範な分野にわたる。例えば、会計理論（財務会計）、国際会計、管理会計、会計監査、税務会計など、伝統的な会計研究の専門分野はもとより、これらの専門分野を「中小企業」という横串によって統合する総合研究など、その研究対象は実に多様である。

本学会は、このような広範かつ多様な研究分野において、研究者と実務者の英知を結集し、「中小企業会計」のあるべき姿を解明することを通して、わが国および諸外国の中小企業の成長・発展に資することを使命とするものである。

◎設立：2013年2月16日

◎役員：理事・会長 河崎照行（甲南大学）

理事・副会長 浦崎直浩（近畿大学）

理事・副会長 坂本孝司（愛知工業大学）

理事 鵜池幸雄（沖縄国際大学）

理事 上野清貴（中央大学）

理事 上野隆也（税理士）

理事 大塚成男（千葉大学）

理事 加藤恵一郎（税理士・公認会計士）

理事 栢田龍三（専修大学）

理事 香山忠賜（税理士）

理事 胡 金定（甲南大学）

理事 坂上 学（法政大学）

理事 佐藤信彦（熊本学園大学）

理事 中西良之（北海商科大学）

理事 成川正晃（東京経済大学）

理事 平賀正剛（愛知学院大学）

理事 松尾俊彦（広島文化学園大学）

理事 宮地晃輔（長崎県立大学）

監事 2名

幹事 7名（令和2年9月末時点）

◎顧問：伊藤邦雄 神森 智 古賀智敏 櫻井通晴 佐藤行弘 平松一夫（敬称略）

◎問い合わせ先：中小企業会計学会事務局

〒170-0004 東京都豊島区北大塚1-13-12

公益社団法人全国経理教育協会内

TEL 03-3918-6133 <https://www.jaasme.org/>

『FX2』に待望のクラウド型システムが加わる

今年9月、TKC自計化システムのラインアップに『FXクラウドシリーズ』が加わった。企業経営者に有効な財務情報を提供することを目的に、黒字決算と適正申告実現を支援する多彩な機能が搭載される。『FX2クラウド』が提供する付加価値と新たな機能について、TKCシステム開発研究所の東田庸平氏に聞いた。

Q 『FX2クラウド』の概要を教えてください。

A すでに提供している『FX2』（戦略財務情報システム）と異なり、インターネット接続し、ブラウザ上で操作する点が特徴です。データはTKCインターネット・サービスセンター（TISC）で一元管理し

ており、伝送処理やUSBメモリ等へのデータのバックアップ、プログラムの更新を行う必要がありません。現状は会計の機能のみを搭載していますが、給与計算、販売管理機能も一体化する構想のもと、開発を進めています。

入金・支払管理機能や手形管理機能など未搭載の機能があり、レベルアップを段階的に行います。なお、現行の『FX2』や『PX2』（戦略給与情報システム）、『FX4クラウド』（統合型会計情報システム）も引きつづき利用できます。

Q どのような機能が新たに搭載されますか。

A TISCの超高性能サーバーを活用し、部門別に加え、取引先別・商品別の業績管理ができる「取引先データベース」を搭載します（2021年10月提供予定）。これは取引先ごとの売り上げ順位やランク、取引額が減少傾向にある取引先などを

瞬時に確認できる機能です。

例えば、特定のランクの取引先を抽出したり、売上高が2カ月連続して減少している取引先を絞り込めます。これらのデータは月次決算と同時に集計を行い、レポートとして出力され、監査担当者との打ち合わせ時に活用いただけます。

FX2のコンセプトを踏襲

Q 新たな仕訳入力方法が搭載されたと聞きました。

A 『FX2クラウド』（2020年9月版）には、「レシート入力方式」という入力方法が追加になりました。現行の『FX2』で仕訳入力する際、勘定科目や課税区分等を判断して入力する必要がありました。レシート入力方式を採用する場合、取引先を選択すると過去の取引履歴が表示され、取引を選ぶと勘定科目、課税区分等が複写されます。その後、日付と金額を入力するだけで、仕訳がで



きがあります。つまり①取引先の選択②取引内容の選択③日付、金額の入力という三つのステップで仕訳が完成するわけです。取引先情報が登録してあれば、レシート等の証憑書類に記載されている電話番号（下4ケタで可）や商号、商号ふりがなを入力して、取引先を検索できます。

Q 『FX2』に搭載されている「仕訳辞書」との違いは？

A 定期的に発生する取引を登録しておき、簡単に仕訳入力できる、仕訳辞書機能を活用されている方は多いと思います。仕訳辞書はあらかじめ手入力して登録する必要がありますが、レシート入力方式では過去に入力した取引を参照できるため、

『FX2クラウド』の今後のレベルアップ予定

- 2021年4月
法人決算申告システムとの連携
- 2021年10月
初版で未搭載の会計機能
- 2022年10月
給与計算機能(2023年分給与処理から)
- 2023年11月
販売管理機能(現行のSX2相当)

■取引先を選択して入力する「レシート入力方式」



仕訳辞書のようにメンテナンスを行う必要がありません。もちろん『FX2クラウド』でも、仕訳辞書機能を継続して利用できます。

Q 『FX2クラウド』が提供する付加価値を教えてください。

A 『FX2』の前身である『J／FX1』が提供されたのは1988年で、「企業経営者に有効な財務情報の提供」を目的に開発されました。そのコンセプトは現在も変わりません。その上で、「会計で会社を強くする」機能を順次搭載していきます。先に説明した取引先データベースもそのひとつです。さまざまな条件から取引先を抽出し、グラフで視覚的に把握できるため、経営者はより詳細な経営分析を行えるようになります。また、『FX2クラウド』には、スマートフォン等で最新業績を確認できる「スマート業績確認機能」

が標準搭載されます（2021年10月対応予定、現行の『FX2』では自計化システム用「TISCバックアップサービス」の利用が必要）。全社業績はもちろん、手元資金や入金・支払予定などをいつでも、どこでも確認できれば、迅速な経営判断を下せるようになるでしょう。

将来的には、給与計算、販売管理機能も統合される予定です（2023年11月）。現行の『FX2』では、『PX2』あるいは『SX2』（戦略販売・購買情報システム）の併用時、給与支払いや売掛金入金があるつど、システム間でデータ連携させる必要があります。『FX2クラウド』では、データが一元管理されるため、こうした手間が解消されます。

それから、金融機関に決算書や申告書をデータ送信する「TKCモニタリング情報サービス」も利用でき

ます。

税理士との連携が密に

Q 経理業務におけるメリットは？

A 今回搭載したレシート入力方式や、現行の『FX2』にも備わる「銀行信販データ受信機能」（インターネットで金融機関から取引データを自動受信する機能）を活用すれば、日々の仕訳入力を省力化できます。

また、これまでは、仕訳帳や元帳を確認中に仕訳の計上漏れに気づいた場合、伝票画面に戻り、入力する必要がありました。『FX2クラウド』では、仕訳帳画面からそのまま仕訳を追加したり、単純仕訳から複合仕訳に変換できるようになります。こうした機能も経理業務の負担軽減につながるはずです。

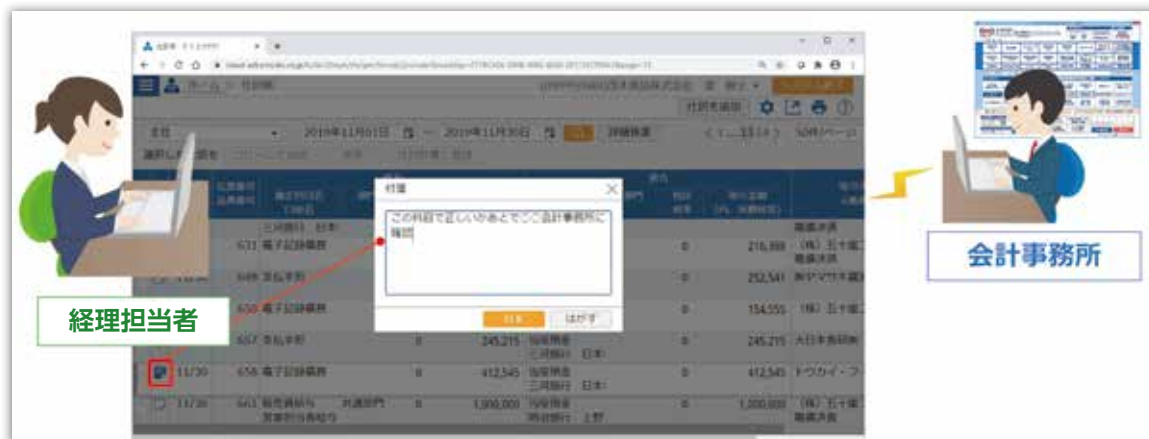
『FX2クラウド』の動作環境	
通信環境	インターネット環境 (20Mbps以上の回線速度を推奨)
対応OS	Windows10/8.1 macOS (最新バージョンを含めた3世代、認証デバイスが別途必要)
対応ブラウザ	Google Chrome (最新版) Microsoft Edge (最新版)



Q 顧問税理士や監査担当者との情報共有に役立つ機能もあるそうですね。

A 仕訳入力時に会計処理や課税区

■ 仕訳入力時の不明点解消に活用できる「付箋」機能



分等が不明な場合、仕訳に「付箋」を貼付できます。付箋に記された内容は税理士事務所のパソコンから確認できるので、巡回監査を待たずに

不明点を解消できます。そのほか、職場の上司や同僚に確認をおおぐ際などにも活用できます。

スマートフォンやタブレット端末を用いて税理士事務所とメッセージをやり取りできる「TKCチャット（関与先向け）」を10月に提供開始しましたが、『FX2クラウド』の付箋機能とTKCチャットのデータを連携させ、付箋をより迅速に知らせる機能も今後のレベルアップで検討しています。

Q セキュリティー面も強化されているとか。

A 『FX2クラウド』はブラウザで動作するシステムですから、基本的にパソコンとインターネット環境があれば運用できます。ただし、利用を開始するにはIDとパスワードに加えて、パソコンに「クライアント証明書」を登録する必要があります。そのため、悪意ある第三者や退職した社員から不正にアクセスされるおそれがありません。在宅勤務している経理担当者も安全な環境でシステムを利用できます。

機能の搭載時期に注意

Q 利用開始時の注意点はありますか。

A 冒頭で説明したとおり、『FX

2クラウド』はレベルアップを段階的に実施していきます。入金・支払管理機能や手形管理機能など、現行の『FX2』に備わる機能の一部はまだ搭載されていないため、機能を活用されている場合は注意が必要です（2021年10月対応完了予定）。

また、伝送処理が必要なくなるため、「月次貸借対照表」、「月次損益計算書」、「月例経営分析表」等のホスト帳表が出力されなくなります。「記帳適時性証明書」の出力も法人決算申告システムとの連携が可能になる、2021年4月以降を予定しています。

『FX2クラウド』へ移行される場合は、これらの点を勘案いただき、移行時期等について監査担当者との事前に十分な打ち合わせを行うようにしてください。

税理士事務所のパソコンでは『FX2クラウド』のデモ画面を確認できるようなっています。利用開始を検討されている方は、変動損益計算書や仕訳入力画面などを、税理士事務所に事前に確認されることをおすすめします。パソコンの対応OSをはじめ、システムの詳細な動作環境は、上に掲載した表をご確認ください。



経営のピンチを救った融資。 その決め手は、これでした。

TKCが発行する＜記帳適時性証明書＞

会計帳簿と決算書、法人税申告書が一式通貫で作成されていることを証明。
だから、融資や金利優遇の判断に活用している金融機関が増えています。

ここがポイント!!

会計データの改ざんにつながる
過と処理(追加・訂正・削除)を
禁止しているTKCシステムの特長
を活かして、会計帳簿と決算書、
法人税申告書の作成に関する
適時性と計算の正確性を、第三者
であるTKCが証明。

ここがポイント!!

巡回監査と月次決算は、関与先
企業が前月に作成した会計帳簿
および取引記録を対象として、
その翌月に実施することを原則と
しています。これを順守した月には
「注」欄に「○」印を明示。

ここがポイント!!

「中小会計要領(または中小
指針)」に準拠していることを確認
可能。

ここがポイント!!

「中期(または短期)経営計画を
策定しているか」、「TKCの企業
向け管理会計システムを利用して
いるか」、「税理士法第33条の2
に基づく書面を添付しているか」
が確認可能。

(原本PDF) **記帳適時性証明書** 第 4796766304 号

(当法人は、日々の記帳から会計帳簿・月次試算表・決算書・税務申告書の作成と電子申告まで一貫通貫です。)

発行日: 令和 2年 5月12日

税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所 殿 株式会社TKC 代表取締役社長 飯塚 真規

貴関与先法人 株式会社 SCG印刷 (法人番号:7123456789012) 殿における
会計帳簿の適時作成義務(会社法第432条①)の遵守状況、並びに決算書は会計帳簿と完全一致していること、
さらに電子申告した法人税申告書は当該決算書に基づいていること(法人税法第74条①)を証明します。

1. 「資料1: 過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について (審査) Y N

① TKC会員は「TKC全国会行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性等を確保するため毎月、関与先
に出向き巡回監査することが求められています。貴事務所の実践状況は資料1のとおりです。

② 「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の
件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。

③ 「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」の各頁左下に付した番号で、これと同一の
番号が印刷されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

2. 「資料2: 前期(第31期)の法人税申告書の作成状況」について

① TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・
消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一貫通貫となっています。

② 前期の決算書に計上された「税引き後当期純利益(損失)」(資料1の18行目(A))と前期の法人税申告書
別表4の「当期利益又は当期欠損の額(1)」(資料2の2行目(B))とは完全に一致しており、貴関与先殿の法
人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実践について

TKC会員は「TKC全国会行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2
に基づく書面を添付することが求められています。貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について

① 貴関与先の財務データは、平成 5年 4月分から継続して利用しており、利用期間は27年 0か月となります。
② この利用期間において過去仕訳及び科目残高の過渡的な修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性は、TKC全国会HP(https://www.tkc.jp/)から確認できます。
なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。(掲載期限: 令和 3年 5月31日) 以上

資料1: 過去3年間における月次決算(○翌月: 無印遅れ/期首月と期末月は調整)及び年次決算の状況

年	月	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注
1	平成29年 4月	892	平成29年 5月23日	○	平成30年 4月	982	平成30年 5月22日	○	平成31年 4月	848	令和 1年 5月22日	○	
2	平成29年 5月	854	平成29年 6月12日	○	平成30年 5月	941	平成30年 6月12日	○	令和 1年 5月	817	令和 1年 6月14日	○	
3	平成29年 6月	840	平成29年 7月10日	○	平成30年 6月	933	平成30年 7月11日	○	令和 1年 6月	789	令和 1年 7月12日	○	
4	平成29年 7月	854	平成29年 8月14日	○	平成30年 7月	956	平成30年 8月20日	○	令和 1年 7月	803	令和 1年 8月16日	○	
5	平成29年 8月	831	平成29年 9月11日	○	平成30年 8月	964	平成30年 9月18日	○	令和 1年 8月	774	令和 1年 9月13日	○	
6	平成29年 9月	828	平成29年10月10日	○	平成30年 9月	927	平成30年10月16日	○	令和 1年 9月	791	令和 1年10月15日	○	
7	平成29年10月	846	平成29年11月13日	○	平成30年10月	940	平成30年11月13日	○	令和 1年10月	753	令和 1年11月11日	○	
8	平成29年11月	861	平成29年12月11日	○	平成30年11月	955	平成30年12月18日	○	令和 1年11月	803	令和 1年12月13日	○	
9	平成29年12月	873	平成30年 1月15日	○	平成30年12月	963	平成31年 1月18日	○	令和 1年12月	826	令和 2年 1月17日	○	
10	平成30年 1月	855	平成30年 2月13日	○	平成31年 1月	976	平成31年 2月18日	○	令和 2年 1月	785	令和 2年 2月14日	○	
11	平成30年 2月	879	平成30年 3月12日	○	平成31年 2月	970	平成31年 3月15日	○	令和 2年 2月	819	令和 2年 3月16日	○	
12	平成30年 3月	887	平成30年 4月 9日	○	平成31年 3月	991	平成31年 4月18日	○	令和 2年 3月	834	令和 2年 4月15日	○	
13	年次決算	19	平成30年 5月14日	○	年次決算	21	令和 1年 5月14日	○	年次決算	20	令和 2年 5月12日	○	
14													
15													
16													
17	決算書に付した番号	S23638	決算書に付した番号	T47884	決算書に付した番号	R05921							
18	税引き後当期純利益(損失)	8,969,622円	税引き後当期純利益(損失)	19,082,572円	税引き後当期純利益(損失)	6,680,106円	(A)	6,680,106円					

(注) 前期(第31期)の決算書の個別注記表には、中小会計要領に準拠している旨の記述があります。

資料2: 前期(第31期)の法人税申告書の作成状況

1. 法人税申告書の作成日及び提出方法 令和 2年 5月12日 法人税申告書はTKCシステムで作成され電子申告されています。

2. 別表4の「当期利益又は当期欠損の額(1)」 (B) 6,680,106円 (A)と(B)は一致しており、申告書は決算書に基づいています。

3. 別表1の「法人税額(2)」 1,953,512円

資料3: 前期(第31期)のKFSの利用状況

1. K: 継続MAS(経営計画) ○ 利用 ○ 未利用

2. F: F Xシリーズ(自計化) ○ 利用 ○ 未利用

3. S: 書面添付(税理士法33-2) ○ 実践 ○ 未実践

TKC © 2020

■ TKC全国会登録情報

1. 会員氏名 税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所

2. 入会日(経過年数) 平成 2年10月14日 (29年 6ヵ月)

3. 経営革新等支援機関 ○ 認定 ○ 未認定

4. 事務所ホームページ https://www.tkccomputer.co.jp/

ここがポイント!!

「税引き後当期純利益(損失)」
と法人税申告書別表4の「当期
利益又は当期損失の額」が
一致していることを証明。

ここがポイント!!

TKC会員税理士が中小企業
経営力強化支援法に基づく
「経営革新等支援機関」として
認定を受けていることを明示。

金融機関から信頼される決算書等の提出。TKCがご支援します。

「記帳適時性証明書」の発行については **TKC 記帳適時性証明書**

検索



※「記帳適時性証明書」の発行はTKC会員向けのサービスです。

1万名超の税理士集団
TKC全国会



乗り切りましょう！ 本年、来年、再来年も。

11,400名の会員税理士が所属しているTKC全国会。

TKC会員税理士は、毎月関与先を訪問する「巡回監査」を実施し、月次決算のお手伝いや経営アドバイスを行っています。

新型コロナウイルスがもたらした中小企業の経営危機にも全力で取り組み、迅速な融資の実現や経営再建に貢献。

私たちの活動が、日本全国の中小企業で実を結んでいます。

TKC全国会所属の税理士は、中小企業の皆様を全力で支援いたします。

経営者の声 歓送迎会を迎えた時期、コロナ禍が札幌の街を... 経営環境の悪化に立ち向かう飲食店の四つの打ち手 飲食業【北海道】●年商/9千万円●従業員/13名 金融機関は、誠実な経営者には必ず味方になってくれます。経営者にとって都合が悪い情報こそ積極的に開示して、そのうえで適切な金融支援を受けることが大切です。当関与先企業を支援する中であらためて実感しました。 顧問税理士：市川善明税理士事務所 税理士 市川 善明(北海道)	経営者の声 会社の再生支援中に... 資金繰り計画表などを税理士の指導のもとに作成し、融資獲得 製造業【秋田県】●年商/9千万円●従業員/11名 月次決算や経営計画策定に取り組み、社長の姿勢が、金融機関の信頼獲得につながっています。今回のコロナ禍でも、「TKCモニタリング情報サービス」を利用して、円滑に融資を受けることができました。 顧問税理士：税理士法人RINGS 税理士 三浦 昌貴(秋田県)	経営者の声 どこに融資の相談をすればよいのか... クラウド型の会計システムで最新業績を報告、迅速な融資実行につながった 製造業【茨城県】●年商/5億4千万円●従業員/45名 申請書の作成をサポートしたところ、政府系金融機関の緊急融資や、民間金融機関の実質無利子・無担保融資を獲得。「TKCモニタリング情報サービス」で財務状況を提供していたことが迅速な融資審査につながりました。 顧問税理士：増山会計事務所 税理士 増山 英和(茨城県)	経営者の声 創業初年度にまさかのコロナ禍で... 固定費を削減し、新規事業の資金調達を実現 中古車買取り販売【埼玉県】●年商/6千5百円●従業員/2名 社長は、新規事業に参入する夢を温めてきました。コロナ禍を機に、その夢を実現させるにはどうかと背中を押したところ、銀行との交渉を積極的に展開。新規事業に必要な融資の実行を受け、新たな一歩を踏み出しました。 顧問税理士：税理士法人TGNさいとう 税理士 温井 徳子(東京都)
経営者の声 ラーメン店をオープン直後に... 会計事務所の的確な指導により融資獲得に成功 飲食業【千葉県】●年商/2千万円●従業員/2名 TKC会計システムを新たに導入し、月次での業績管理を始めたことで金融機関の対応が大幅に変わりました。必要となる資金の獲得に成功したことで社長は、ラーメン店の経営に対する熱い情熱を取り戻しています。 顧問税理士：税理士法人桜井パートナーズ 税理士 氏原 崇(千葉県)	経営者の声 厳しい資金繰りが続く中、コロナ禍で売上が... 業績管理の大切を知る経営者ならではの迅速な資金調達の取り組み デザイン業【東京都】●年商/2千3百万円●従業員/2名 当関与先企業では、日々の会計帳簿の作成をベースに月次決算を実施。それにより、経営者の迅速な意思決定と実行が可能になっています。こうした「会計で会社を強くする」取り組みが、金融機関の評価につながりました。 顧問税理士：岸田重矢子税理士事務所 税理士 岸田 重矢子(東京都)	経営者の声 住宅需要が激減する中で... 税理士による適切なアドバイスを受け積極的に資金調達を進める 不動産業【東京都】●年商/3千万円●従業員/4名 会社の業績は芳しくなくても、社長のモチベーションは非常に高いというケースも珍しくありません。当関与先企業もそうでした。このような会社の事業継続を支援するもTKC会計士の重要な役目だと考えています。 顧問税理士：税理士法人伊藤 伊藤 裕通(東京都)	経営者の声 講演会が続々と中止に... 月次決算をしているからこそ持続化給付金をスピーディーに獲得できた 講師業【東京都】●年商/1千万円●従業員/1名 少しでも早い資金調達を望む社長にとって幸いしたのが、以前から実践していた「月次決算」でした。これにより、「持続化給付金」の申請を最も早いタイミングで実施することができ、当面の資金繰りの目途が立ちました。 顧問税理士：税理士法人山岸会計 税理士 山岸 崇裕(東京都)
経営者の声 営業力を強化した直後にコロナ危機が襲う... 財務データの公開でスムーズに融資審査が進行 不動産業・仲介業【神奈川県】●年商/3千万円●従業員/1名 以前より「TKCモニタリング情報サービス」で金融機関に決算書データを送っていたことが、緊急融資審査時の面談が省略されました。早急に資金を調達できたことで、コロナ禍による痛手を最小限に抑えられました。 顧問税理士：若井雅志税理士事務所 税理士 若井 雅志(神奈川県)	経営者の声 リスク中にもかかわらず、売上がほぼゼロに... 中期経営計画で不足額を明らかにし、複数行からの融資を獲得 自動車部品加工【新潟県】●年商/1億円●従業員/28名 コロナ禍が今後も続くと考え、月次損益計画・収支計画策定をサポートしました。すると、1年間で3千万円の資金不足が発生することが判明。具体的な数字を示したことで、複数の金融機関からの支援を得られました。 顧問税理士：税理士法人石田経理事務所 税理士 石田 直樹(新潟県)	経営者の声 創業して6年。これからという時に... 顧問税理士の二人三脚でコロナ禍のピンチを乗り越える 造園業【富山県】●年商/3千万円●従業員/2名 創業時より経営計画を作成し、社長とともにメインバンクに出向き、業績報告をしています。こうした日頃の取り組みが信頼関係のベースになっているからこそ、緊急時における手厚い支援を受けることができました。 顧問税理士：税理士法人キヤーズ 税理士 高野 智之(富山県)	経営者の声 得意先の中国工場が操業停止に... 顧問税理士のサポートにより、新規融資の獲得に成功 製造業【長野県】●年商/1億3千万円●従業員/30名 融資審査がスムーズに通ったのは、「TKCモニタリング情報サービス」で月次決算表や決算書のデータを金融機関に送付していたから。これにより、金融機関は会社の経営改善が進んでいることを把握できていたのです。 顧問税理士：税理士法人mkパートナーズ 税理士 松崎 堅太郎(長野県)
経営者の声 15年かけて会社を再建。その矢先に... 顧問税理士の協力で事業計画を策定、資金ショートのを恐れず早く告知 介護事業者福祉サービス等【三重県】●年商/1億2千7百円●従業員/25名 もし社長が諦めたら会社は倒産してしまっただけで、借入金の存在をしっかりと認識し、短期と5か年の事業計画を策定するうえ、資金繰りと予算管理を月次で実施する体制を築いたことが、資金調達の強化につながりました。 顧問税理士：平井基也税理士事務所 税理士 平井 基也(三重県)	経営者の声 売上が7割減。このままでは... 積極的な財務情報の開示が成功し、融資金額を当初の2倍に 飲食業【兵庫県】●年商/3億円●従業員/30名 金融機関から「1千5百万円が限度」と言われた緊急融資の金額を、最終的に3千万円に増やせてもらったのは、TKC会計システムによる業績管理と「TKCモニタリング情報サービス」による積極的な情報開示が評価された結果でした。 顧問税理士：田原税理士事務所 税理士 津田 弘一(兵庫県)	経営者の声 あの時の決算書の開示が... わずか2週間たらずで500万円の融資を獲得 飲食業【愛媛県】●年商/2千万円●従業員/4名(5人パート)●12名 融資実行まで1か月以上かかると見えていたが、わずか2週間たらずで着金できたのは、社長が「TKCモニタリング情報サービス」を活用して金融機関に積極的に財務情報を開示してきたからだと言えます。 顧問税理士：高田勝人税理士事務所 税理士 高田 勝人(愛媛県)	経営者の声 資金調達は完了。何か他に手がかりか... 月次決算と業績開示が会社の信頼性を高める 建設業・宅地建物業【福岡県】●年商/3千万円●従業員/4名 TKC会計システムで月次決算を実施し、金融機関に最新業績を開示していたことが「強み」となり、迅速な資金調達に成功。巡回監査時における経営担当が実を結び、いま、経営者は新規事業への参入に向けて動き出しています。 顧問税理士：坂口税理士事務所 税理士 坂口 卓也(福岡県)

【ドキュメント】「会計で会社を強くする」事例を、Webサイトで公開。

<https://note.tkc.jp/>



**TKC会員税理士から
ワンポイントアドバイス**

適時・正確な会計帳簿の作成が、「会計で会社を強くする」ための第一歩です。

適時・正確な会計帳簿により、中小企業経営者は経営の方向性を見定めることができます。また、正確な会計帳簿から作成される信頼性の高い決算書・財務申告書を金融機関に開示することにより、資金調達が高まります。全国11,400名のTKC会員の税理士・公認会計士は、関与先企業経営者の最も身近なパートナーとして、適時・正確な会計帳簿をもとに経営助言を実施し、財務経営力の強化をご支援します。

TKC全国会 〒162-8585 東京都新宿区湯島町2番1号 軽子坂MNビル4階 Web <https://www.tkc.jp/>

詳しくは **TKC モニタリング** 検索



緊急資金繰り・経営支援事例①

「15年かけて会社を再建。その矢先に…」

顧問税理士の協力のもと事業計画を策定。

資金ショートの恐れをいち早く察知

■業種…介護・障害者福祉サービス等（三重県）

■年商…1億2千7百万円

■従業員…25名

■平井基也税理士事務所

介護・障害者福祉サービスの会社に業態転換をしてから15年。ようやく業績が安定してきたA社に、コロナ禍が容赦なく襲いかかった。資金ショートを回避するため、平井基也税理士と一緒に向かった先は、県の信用保証協会だった――。

〈社長の声〉

以前はゴム製造会社を経営していましたが、元請け会社が撤退したことを受けて信用保証協会に支払義務を負うようになり、いろいろな悩んだ結果、介護や障害者福祉を行う会社に業種転換することになりました。

それから15年。顧問税理士の平井基也先生の指導のもとに必死で経営改善に取り組んだ甲斐もあって業績が安定し、毎期黒字を実現しています。その結果、昨年ようやく借換保証制度を適用でき、金融機関と通常の取引ができるよう

になりました。しかし、新型コロナウイルスの影響で今年2月に始めた放課後デイサービス事業の継続が難しくなり、平井先生に今後の事業計画について相談しました。

事業計画策定の具体的な検討を始めた3月には登校制限などが現実のものとなり、単年度計画（予算）と5カ年計画を新たに作り直しました。その結果、5月に支払う保証料を含めて、資金ショートになる恐れがあることが分かり、これを回避するための対応策を考えることにしました。

顧問税理士とともに信用保証協会に相談

昨年から金融機関との取引が再開されていたので、政府系金融機関のコロナ関連融資を利用することもできましたが、すでに融資が実行されるまでに1か月以上待たざるをえない状態になっていたこともあり、まずは三重県の信用保証協会に今後の対策について相談することになりました。

その際に平井先生は、新たに策定した5カ年計画をもとに、なぜ当社が融資を必要としているかについて信用保証協会の担当者に詳しく説明してくれました。すると、コロナ危機対応として、2年間の元本据え置きとともに3000万円の実質無利子・無担保融資（ゼロ融資）の保証承諾がその場で認められました。

緊急時において頼りになる存在

後日、民間金融機関の担当者と融資に関する事務手続きでお会いしたところ、「TKCモニタリング情報サービス（MIS）で毎月提供してもらっている月次試算表を見るかぎりでは2月時点でもまだ順調なのに、予測を組み込んだら4月にはこうなるんですね」と先行きを見通した素早い対応に驚きつつも、非常に好意的に対応してくれました。

今回の件で、普段から金融機関と良好な関係を築いておくことの重要性を知るとともに、こうした緊急時において顧問税理士の先生がいかに頼りになるかを実感できました。

◎会計事務所（平井基也会員）のコメント

当関与先企業の社長は、1億数千万円あった負債を、一部遊休資産の任意売却と、信用保証協会に対する返済（代位弁済）により、9000万円近くまで減らしてきました。

事業をあきらめたら倒産となっていた会社が借入金 の存在をしっかりと認識し、事業計画を通じて資金繰りの確認をするようになっていたことが、今回の素早い対応につながったと言えます。同社からは、月次決算によって資金調達力が強化されると実感できたとともに、民間金融機関と協働するためには、MISによる金融機関への情報開示が不可欠であると強く感じています。

緊急資金繰り・経営支援事例②

「創業初年度にまさかのコロナ禍で…」

固定費を削減し、新規事業の資金調達を実現

■業種…中古車買い取り販売（埼玉県）

■年商…6千5百万円

■従業員…2名

■税理士法人TGNそれいゆ

中古車買い取り販売の事業をスタートした直後に、コロナ禍に見舞われたA社長。資金繰りの相談を温井徳子税理士にするうちに、やがて思わぬ方向に話は進んでいく。A社長にとって今年の春は、新規事業に乗り出す大きなターニングポイントとなった――。

〈社長の声〉

中古車の買い取り販売の事業を始めたばかりの創業初年度。当初策定した創業計画に基づき、今年1月に政府系金融機関から500万円の資金を借り入れ、これから業績を上げて返済していこうと意気込んでいたときに、コロナ禍に直面しました。

当初は、コロナ禍によって生活資金に困窮した人たちからの自家用車の売却依頼が増えると思っていたが、その見込みは大きく外れ、ほぼ仕入れ（中古車買い取り）がストップ。ひ

と月400〜500万円あった売上高がおよそ半分以上となり、1月に調達した資金は急速に減っていききました。このままではまずいと思い、今後の資金繰りについて顧問税理士の温井徳子先生に相談することにしました。

新規事業の夢を語る

まずは、温井先生と一緒に会計システム（FXシリーズ）の「最新業績の問合せ」画面を見ながら、固定費の削減に着手しました。これに加えて、すぐに持続化給付金を申請したことにより、2〜3か月先までの資金繰りのめどが立ちました。

次に、今後の事業展開について検討したのですが、その際に、いつか実現したい新規事業があることを温井先生に打ち明けました。それはレッカー車を自社で購入し、保険会社からの依頼に応じて故障車や事故車の引き取り業務を行うというものです。前職で築いたコネクションを生かして、契約できそうな保険会社すでに当たりをつけていました。

このことを話すと、温井先生は「既存事業の先行きが見えないため、新規事業のほうを先に展開するのもありではないか」とアドバイスしてくれました。

当初の予想を超える資金調達

これを受けて、新規事業の採算についてさま

ざまなケースを想定しながら売上高のシミュレーションをし、車輛を購入する際の資金計画など、金融機関に提出するための各種資料を一気に作成。それらの資料をもとに、新規融資を申し込むことにしました。

はじめは500万円の運転資金を申し込むつもりでしたが、金融機関と交渉を重ねた結果、新規事業のための車輛代と運転資金として真水（ニューマネー）の1000万円、さらに既存の借り入れを無利息融資に借り換えることで、合わせて1500万円を資金調達できる見通しが立ちました。

温井先生からの親身なアドバイスにより、コロナ禍に見舞われながらも1歩前進することができました。自分でも驚くような展開となり、心より感謝しています。

◎会計事務所（温井徳子会員）のコメント

最初に当関与先企業の社長から新規事業に関する話が出た時は、慎重にスタートする必要があると感じました。しかし、きちんと数字も検討されていたことに加え、大手保険会社というある程度売り上げを見込める得意先があることから、思い切って「新規事業のほうを先に展開してもよいのではないか」と提案しました。最終的には、社長も新規事業を始めることを真剣に考え、金融機関に自信をもって説明できる事業計画を作ることができたと思います。

緊急資金繰り・経営支援事例③

「会社の再生支援中に…」

資金繰り計画表などを税理士の指導のもとに作成し融資獲得

■業種…製造業（秋田県）

■年商…9千万円

■従業員…11名

■税理士法人RINGS

秋田県で製造業を営むA社は、コロナ禍による業績悪化で資金不足に陥ることが予想されたが、税理士法人RINGSの協力のもと、2000万円の無利子・無担保融資の獲得に成功する。

それは、当期の決算予測表や資金繰り計画表などを用意して、金融機関との交渉をうまく運んだ結果だった。

〈社長の声〉

当社は秋田県で製造業を営んできましたが、近年業績の悪化を招き、昨年秋田県中小企業再生支援協議会による再生支援を受け、1年間のリスク（返済猶予）を認めてもらっていました。

さらに追い打ちをかけるように、今年に入ってからコロナ禍で材料の仕入れが困難になり、売り上げも見えるうちに減少しました。さら

なる業績悪化を招く事態となりました。

「このままでは資金繰りがまずいことになる」

——。そう直感し、税務顧問をお願いしている税理士法人RINGSに駆け込んで、税理士の三浦昌貴先生に今後の資金調達策について相談しました。

税理士指導のもと金融機関への提出資料を作成

三浦先生のアドバイスのもとに、まずは当期の決算予測表を作成することになりました。監査担当者からのいくつかの質問に回答すると、TKCの経営計画策定システム（継続MASシステム）を使ってすぐに当期の決算予測表を作成してくれました。毎月、会計事務所の巡回監査を受けて月次決算処理を行っているため、実績に基づく根拠のある予測値となりました。当期の業績は悲惨な見込みとなりましたが、漠然とした不安を「見える化」し、具体的な対策の検討を開始することができました。

続いて、すでに作成していた5カ年経営計画の見直しです。当期の決算予測をもとに、新型コロナウイルスの影響を織り込みながら、全面的に見直しをかけました。

メイン行から2000万円の融資を獲得

当期の決算予測表と資金繰り計画表の二つを準備し、三浦先生に同行してもらってメインバンクを訪問しました。そして、これから資金不

足になることが予測される2000万円の融資を申し込みました。その後、再生支援協議会と信用保証協会の理解を得ることにより、メインバンクより無事に2000万円の無利子・無担保融資が実行されました。金融機関に対しては以前から、TKCモニタリング情報サービス（MIS）を利用して決算書や月次試算表のデータを提供していました。金融機関へのMISによるデータ提供により、必要資金額の根拠を示す程度でスムーズな融資実行となったようです。

また、5カ年経営計画についても、先行きが見通せない中でも正確な現状分析に基づいて作られていることを金融機関に高く評価していただきました。

◎会計事務所（三浦昌貴会員）のコメント

リスク（返済猶予）中の企業であってもコロナ関連の融資を受けられるケースもあるようですが、その場合は、経営計画書にもとづく必要資金額等の詳細な裏付けが必要になります。

再生支援中の当関与先企業では、TKCの会計システムで月次決算を実施し、TKCの経営計画策定システム（継続MASシステム）によって決算予測、経営計画策定等を実施しています。そうした日々の取り組みが、金融機関の信頼獲得につながっています。

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和2年11月5日現在

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス	
【政府系金融機関】					
1	日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	35,126	-
2	商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	5,399	1,105
【都市銀行】					
1	三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	4,180	703
2	三井住友銀行	東京都	平成29年10月	3,730	403
3	りそな銀行	大阪府	平成29年10月	2,174	232
4	みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	2,105	253
5	埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	1,697	257
【地方銀行・第二地方銀行】 (上位50行)					
1	静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	3,469	814
2	八十二銀行	長野県	平成30年 5月	2,640	372
3	北洋銀行	北海道	平成29年 1月	2,602	175
4	中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,507	281
5	足利銀行	栃木県	平成28年10月	2,458	297
6	群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,266	257
7	広島銀行	広島県	平成28年11月	2,089	260
8	北陸銀行	富山県	平成29年 4月	2,073	175
9	千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	2,038	334
10	常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,020	316
11	栃木銀行	栃木県	平成28年10月	1,837	229
12	京都銀行	京都府	平成30年 7月	1,785	197
13	西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	1,653	166
14	鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1,589	189
15	武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1,512	201
16	北國銀行	石川県	平成28年11月	1,500	199
17	山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,459	205
18	伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,447	142
19	福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,418	192
20	横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,418	110
21	名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,390	152
22	十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,381	185
23	東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,304	139
24	きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,289	125
25	七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,267	282
26	京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,227	182
27	百五銀行	三重県	平成28年10月	1,221	168
28	第四銀行	新潟県	平成29年 7月	1,178	197
29	北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,166	80
30	関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,148	96
31	滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,119	158
32	トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,117	137
33	大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,088	131
34	山口銀行	山口県	平成28年11月	1,070	158
35	沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,049	65
36	池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,038	116
37	筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,007	126
38	愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	1,005	145
39	清水銀行	静岡県	平成29年 4月	992	316
40	百十四銀行	香川県	平成28年12月	955	97
41	もみじ銀行	広島県	平成28年11月	946	105
42	十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	941	82
43	秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	927	85
44	東和銀行	群馬県	平成28年10月	909	130
45	岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	893	122
46	北越銀行	新潟県	平成30年 6月	868	110
47	山形銀行	山形県	平成29年 8月	854	170
48	宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	850	89
49	肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	832	68
50	長野銀行	長野県	平成30年12月	825	127
上記以外の地銀・第二地銀 計				25,295	3,613

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス
【信用金庫】（上位30庫）				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	1,874	439
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	1,515	193
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	1,406	242
4 埼玉縣信用金庫	埼玉県	平成30年12月	1,364	166
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,140	411
6 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,029	138
7 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	1,005	126
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	979	65
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	963	94
10 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	962	64
11 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	939	130
12 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	919	142
13 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	907	307
14 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	841	42
15 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	829	47
16 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	800	111
17 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	786	72
18 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	786	90
19 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	763	111
20 帯広信用金庫	北海道	平成29年1月	704	44
21 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	700	38
22 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	698	109
23 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	633	81
24 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	629	47
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	623	97
26 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	622	60
27 尼崎信用金庫	兵庫県	令和 2年 2月	607	50
28 三島信用金庫	静岡県	平成29年 3月	598	123
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	594	65
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	583	64
上記以外の信用金庫 計			35,251	5,313

【信用組合】(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	661	211
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	560	54
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	286	20
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	277	39
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	257	37
上記以外の信用組合 計			4,681	756

【信用保証協会】(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	1,451	43
2 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,078	108
3 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年5月	1,044	137
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	917	391
5 長野県信用保証協会	長野県	令和元年10月	677	154
上記以外の信用保証協会 計			4,829	929

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	9	9	55,740	5,193
2 地銀・第二地銀	101	100	96,931	12,867
3 信用金庫	254	245	62,049	9,081
4 信用組合	130	62	6,722	1,117
5 信用保証協会	51	33	9,996	1,762
6 その他	-	8	183	50
7 合計	545	457	231,621	30,070

※本誌Vol.32の13ページ「TKC経営指標(速報版)」において記載に誤りがございました。お詫び申し上げます。
誤：TKC経営指標「BAST」(速報版)は、直近3カ月に決算が終了した企業のうち、黒字企業を収録しています。
正：TKCグループホームページで公開しているTKC経営指標「BAST」(速報版)は、直近3カ月に決算が終了した企業のうち、黒字企業を収録しています。当記事でご紹介したTKC経営指標(速報版)は、黒字企業に限らず全企業を対象としています。

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(457機関)

令和2年11月5日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫

郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
二本松信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しなのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西武信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
東鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫

文化産業信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四銀行
北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
糸魚川信用組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
いしかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会

長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫

永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但馬信用金庫
兵庫県信用組合
淡路信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
萩山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫

観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』vol.33

発行日 令和2年11月30日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNBビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 高橋・酒井・東城